

“水俣病は刑事事件”

森中氏 警察側の見解ただす

九日の参院公審対策特別委で森中守義議員（熊本）が質問に立ち、水俣病にかかわる刑事責任問題について警察側の態度を追及した。森中議員は質問の冒頭、江頭チツソ社長を参考人ないしは証人として同委に呼ぶよう前回の委員

病は無過失や過失ではなく故意によるものと思う。四十五人の死者が出ていることを考えると、これは明らかに傷害致死、殺人ということになる。傷害致死や殺人であれば時効は十五年となり、時効が成立しているとは思われない。警察当局として「容疑」があるという立場で捜査に踏み切つてもいいのではないかと警察側の見解をただした。

これに対し高松警察庁刑事局長は「細川証言の内容については新聞報道程度しか承知していない。刑法上問題はいろいろあるが、業務上過失致死というようなことから故意あるいは未必の故意がとれるかどうか問題で、これはむずかしい。故意かどうかはある事実が発生するという認容があつたかどうかによつて決まるが、これまでの経過では事実の認容を判断するのは困難と思う」と答えた。

森中議員はさらに「細川証言などは裁判所に資料を求めれば入手できよう。水俣病は明らかに故意であり、少なくともその容疑はある。警察庁独自に容疑があるかどうか答えを出していいと思つし、積極的に検討すべきだ。そして容疑があれば捜査すべきだ」と迫つたが、高松局長は「従来通りの調査は進めるが、殺人罪で論議するのは困難である。細川証言程度で故意がとれるかどうか問題だが、証言の事実については調査を進めたい」と語り、「捜査」に対する態度表明は避けた。

このあと森中議員はチツソ水俣工場が三十年に熊本労働基準監督署から「安全管理特別指導事業場」に指定されていたことなどをあけて、同工場の管理体制に水俣病を生み出すような不備があつたことを指摘し、また水俣病の原因究明に当たつていた厚生省食品衛生調査会の水俣食中毒部会が三十四年十一月解散したあと、関係省

庁はどのような原因究明の取り組みをしてきたか、詳しく資料を提出するよう求めて質問を終わらせた。

（東京支社）